

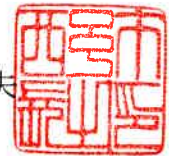
西予市公告第 55 号

下記森林について、森林経営管理法(平成 30 年法律第 35 号)第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 1 日

西予市長 管 家 一 夫



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	地区名	森林面積	森林所有者数	筆数	整理番号
1	城川町遊子川地区	3.13ha	4 名	7 筆	遊子川地区集 1 ～ 4
2	三瓶町地区	4.35ha	7 名	9 筆	三瓶町地区集 1 ～ 7

2 縦覧場所

西予市産業部林業課林業活性化センター

西予市野村町野村12号617番地 1

西予市ホームページ

(リンク<https://www.city.seiyo.ehime.jp/>)

- 3 本公告により、西予市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。